

新	旧
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務財政委員会 10人 略 <u>市長公室の所管に属する事項</u> 略 略	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務財政委員会 10人 略 <u>市長公室の所管に属する事項</u> <u>デジタル市役所推進室の所管に属する事項</u> 略 略